

「インボイス制度」で免税業者は廃業か、課税業者との取引停止かの選択が迫られる

適格領収書(10月分) 2019年11月10日

(株) ○○商会 御中
登録事業者番号 123456789
××市○○町5-6
○○商店

下記の通り領収しました **印**

内訳

日付	品名	8%適用	10%適用
10月10日	※ 米	¥5,400	
10月15日	※ 牛肉	¥10,800	
10月15日	ペーパー		¥2,200
合計		¥16,200	¥2,200
内消費税額		¥1,296	¥220
合計 領収額		¥18,400	

適格領収書(インボイス)は、2023年10月1日から発行が義務づけられます。

インボイスとは

取引ごとにやりとりする伝票(請求書・領収書・納品書など)のことで、8%と10%の税率ごとにまとめた金額を記載します。

インボイス制度が完全実施されるとインボイスを基に消費税の税額を計算することになります。

インボイス伝票がないと

取引先は売上に含まれている消費税額から、仕入、経費などで支払った消費税額を差し引き納税します。

——消費税の原理

その際、仕入の中に含まれている消費税額(インボイス伝票に記載された消費税額)がなくては消費税控除が認められません。

インボイスは課税業者しか発行できない

消費税免税業者は、税務署から登録事業者番号が貰えず、インボイスは発行できません。そのため、▼値引きや単価引き下げを求められる。▼取引先や元請け、から取引を断られる。▼課税業者になるように要求される。などの発生が懸念されます。「免税業者だから、消費税は関係ない」といってられません。

消費税増税で景気は悪化する

10%増税で国民一人当たり年間36,000円
一世帯当たり年間80,000円の負担増となり景気は悪化します。増税中止に迫りましょう。

「軽減税率」で負担は減る

決してそうなりません。政府は増税前に食料品、新聞代などの値上げを指導しており、価格は高騰しています。

区分記載請求書・領収書の発行

- 2019年10月1日から発行しなければなりません。
食料品を売る業者(免税業者、課税業者を問わず)
- 2019年10月1日から発行しなくて良い——食料品を扱わない業者

区分記載請求書
2019年10月25日
(株) ○○商会 御中
××市○○町5-6
○○商店 **印**

下記の通りご請求致します

内訳

日付	品名	金額
10月10日	※ 米	¥5,400
10月15日	※ 牛肉	¥10,800
10月15日	ペーパー	¥2,200
合計		¥18,400
内8%対象		¥16,200
内8%		¥1,296
内10%対象		¥2,200
内10%		¥220

※ 軽減税率対象

「区分経理」で事務負担が増大

食料品を扱う業者は8%と10%の「区分経理」が迫られます。しかし、品物によって税率が違う、出前や持ち帰りは8%など複雑です。

建設、製造、運送、理美容など「複数税率は関係ない」と思われがちですが、現場で飲む缶コーヒー、お中元やお歳暮のお菓子やハム、夜食などの弁当など8%対象品目も多数あり、「区分経理」から逃れられません。

免税業者も取引先から求められれば、税率ごとに区分した請求書を発行しなくてはなりません。

今回強行された消費税は、税率を8%から10%に上げると共に業者にとって存続を左右する制度が設けられました。

消費税10%増税

つぶされたくない対策は民商で



税務署から「呼びだし」「お尋ね」がきた

「呼びだし」「お尋ね」などで納税者を税務署に呼び出し、修正申告をさせる。集めた資料で売上げを推測し調査先を選定するなど事前通知無しの税務調査が横行しています。民商は納税者の権利を学び、仲間が親身になって応援、激励し助け合っています。

税金・国保・社会保険料の滞納
猶予制度を活用、無理なく納税
民商にご相談下さい。